

綾部市公共工事に係る前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）附則第7条の規定に基づき、公共工事の前金払（以下「前金払」という。）を行うことに
関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。

- (1) 公共工事 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第
2条第1項に規定する工事をいう。
- (2) 中間前金払 令附則第7条の規定により、既にした前金払に追加してする前金払をい
う。

(対象工事)

第3条 前金払及び中間前金払は、1件の請負代金の額が300万円以上の地方自治法施行
規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）附則第3条第1項に規
定する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関
する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、年度内完成工
事に係るものを対象とする。ただし、第8条及び第9条に規定する特例による工事につい
ても対象とする。

(前金払及び中間前金払の対象となる経費の範囲)

第4条 前金払及び中間前金払の対象となる経費は、公共工事の前払金保証事業に関する法
律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の
保証に係る公共工事の費用のうち、当該工事の材料費等（施行規則附則第3条第1項に規
定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において
償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理
費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」を指す。）に相当する額とし
て必要な経費とする。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の
施工に要する費用に係る支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内
の額に限る。

(中間前金払の要件)

第5条 発注者が中間前金払を行う要件は、既に前金払の支払いを受けている工事で、次の
各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事
に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に
相当するものであること。

(前金払及び中間前金払の額)

第6条 発注者が受注者に支払う前金払の額は、請負代金の額の10分の4以内の額(ただし、その額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

2 前項に続き発注者が受注者に支払う中間前金払の額は、請負代金の額の10分の2以内の額(ただし、その額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、かつ、前項の前金払を加えた金額の割合が請負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。

(前金払及び中間前金払の追加払等)

第7条 前条の規定に基づき前金払をした後に設計変更その他の理由により契約を変更した場合の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 請負代金が著しく増額された場合は、増額後の請負代金の10分の4以内(中間前金払の支払いを受けているときは10分の6以内)で、前条で定める額から受領済みの前金払(中間前金払の支払いを受けている場合には、中間前金払を含む。以下この条において同じ。)を差し引いた額の前金払を追加払することができる。

(2) 請負代金が著しく減額された場合は、受領済みの前金払が減額後の請負代金の10分の5(中間前金払の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第8条 受注者は、債務負担行為に係る契約については、当該会計年度の出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすることができる。

2 発注者は、受注者が中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各会計年度の出来高予定額(最終の会計年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができる。

3 債務負担行為に係る契約においては、第5条の「工期」を「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて適用するものとする。

(繰越工事の特例)

第9条 中間前金払をした工事において、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、発注者は、1件の請負代金の額が2,000万円以上で工期が150日以上の上記については、年度末の工事出来高が3分の2以上の場合に限り、年度末に部分払をすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第10条 中間前金払が出来る場合において、1件の請負代金の額が2,000万円以上で工期が150日以上の上記については、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

2 受注者は、前項により中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、工事請負契約書第37条は

適用しないものとする。ただし、第8条及び前条に規定する年度を超えて施工する必要がある工事の場合は、各年度末の部分払に限り工事請負契約書第37条を適用するものとする。

- 3 受注者は、部分払の請求（前項ただし書きに規定する場合において部分払を請求するときを除く。）を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることができないものとする。この場合には、当該契約において、工事請負契約書第34条第3項及び第4項は適用しないものとする。

（前金払の請求）

第11条 前金払の支払いを受けようとする受注者は、請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書（以下「保証証書」という。）の原本を添えて、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に支払いを行うものとする。

（中間前金払の申請）

第12条 中間前金払の支払いを受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書（様式第1号）に工事請負契約書第11条に基づく工事履行報告書を添えて、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、工事履行報告書及び工程表により第5条に規定する要件を満たしているか否かを確認するものとする。
- 3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行う。
- 4 発注者は、第2項の調査において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書（様式第2号）によって、受注者に通知するものとする。
- 5 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払いを受けようとするときは、請求書に保証証書の原本を添えて、発注者に提出しなければならない。前条第2項の規定は、この場合について準用する。

（前金払及び中間前金払の返還）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前金払及び中間前金払の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1）保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- （2）本市との間の当該契約が解除されたとき。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

この要領は、平成28年9月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

認 定 請 求 書

工 事 名	
場 所	
工 期	
契 約 金 額	

上記の工事について、工事請負契約書第 3 4 条第 3 項に基づいて中間前金払の認定を請求します。

なお、本工事に関し「綾部市公共工事に係る前金払事務取扱要領」第 8 条及び第 9 条の特例による場合を除き、部分払の請求はいたしません。

年 月 日

綾 部 市 長 様

受注者 住 所

氏 名

印

認 定 調 書

工 事 名	
場 所	
工 期	
契 約 金 額	
摘 要	
<p>上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します（認定しません）。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>綾部市長 印</p>	